

養護老人ホームあやめ寮ナースコール改修事業
プロポーザル実施要項

令和7年5月
下越福祉行政組合

目 次

1	目的	2
2	プロポーザルの名称及び方式	2
3	事務局	2
4	事業概要	2
5	提案上限額	2
6	参加資格	2
7	選定方法	3
8	スケジュール	3
9	公募手続	3
10	契約に関する事項	5
11	注意事項	5
	別紙：評価基準	6

1 目的

養護老人ホームあやめ寮のナースコール設備は、施設開設時から使用し約16年以上が経過し、子機の故障やサポート終了により修理対応が困難となっています。今回は単なる現設備の更新に留まらず、将来的な技術の進化やニーズの変化に対応可能となる長期的な投資効果を引き出すための改修工事を行うものであり、プロポーザルにより専門的かつ多様な知識、ノウハウや実績などを有する契約候補者を選定することを目的とします。

2 プロポーザルの名称及び方式

- (1) 名称 養護老人ホームあやめ寮ナースコール改修事業プロポーザル
- (2) 方式 公募型プロポーザル

3 事務局

下越福祉行政組合 総務課 介護認定審査係
〒957-0053 新発田市中央町5-4-7（提出場所）
TEL： 0254-26-1501（代表）
FAX： 0254-23-5584
E-mail：kaigo@shibata-kouiki.jp

4 事業概要

- (1) 工事名 養護老人ホームあやめ寮ナースコール改修工事
- (2) 工事場所 新発田市豊町3-10-3（対象施設：養護老人ホームあやめ寮）
- (3) 工事内容 ナースコールシステム及び携帯端末設備工事一式
- (4) 契約期間 契約締結の日から令和9年3月18日まで

5 提案上限額

28,489,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

- (1) この金額は契約時の予定価格を示すものではありません。今後成立する予算に応じて、事業内容の変更等を行う場合があります。
- (2) 上記提案上限額を超えないこととします。

6 参加資格

参加資格要件（以下の全ての要件を満たす者とします。）

- (1) 当組合の建設工事入札参加資格者名簿の「電気通信工事」に登録されている管内業者（本社、本店、支店又は営業所を有する）であること。
- (2) ナースコールシステムの取り扱いが可能な業者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 国税、地方税について滞納がないこと。
- (5) 当組合又は他の地方自治体若しくは国から競争入札にかかる指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 次の①から⑦までのいずれにも該当しないこと。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ② 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
 - ③ 暴力団員であると認められる者
 - ④ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴

- 力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
 - ⑥ 法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。⑦において同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
 - ⑦ 法人であって、その役員のうちに③から⑤までのいずれかに該当する者がある者
- (8) 仕様書に基づく本業務を履行するために必要な業務経験を有し、本業務に精通した者を従事させることができるとともに、かつ、本業務を円滑に、確実に遂行するために必要な経営基盤を有していること。

7 選定方法

選定に係る審査は、「下越福祉行政組合養護老人ホームあやめ寮ナースクール改修事業受託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において提出された企画提案書等に基づき書類審査及びプレゼンテーション審査を実施します。審査は、委員会において別紙「評価基準」により総合評価し、最も評価の高い順に2者を契約候補者及び次順位候補者として選定します。

なお、本プロポーザルでは、企画提案内容の評価が一定の基準点数に達しないときは、当該企画提案を不採択とする最低採択基準点を設定します。最低採択基準点は、本評価基準の満点（500点）中の300点とし、採択される企画提案がなかった場合は、再度プロポーザルを実施します。

8 スケジュール

公募スケジュールは次の日程で実施する予定です。（ただし、変更する場合があります。）

参加表明書等の提出期限	令和7年6月12日（木）午後5時必着
質問書の受付期限	令和7年6月19日（木）正午必着
質問書に対する回答	令和7年6月26日（木）
企画提案書等の提出期限	令和7年7月3日（木）午後5時必着
選定委員会（書類審査） ※複数業者（4者以上）の場合、必要に応じて実施	令和7年7月中旬
選定委員会（プレゼンテーション審査）	令和7年7月下旬
選定結果の通知、公表	令和7年8月中旬（予定）
契約の締結	令和8年4月以降
業務の開始	令和8年4月以降

9 公募手続

(1) 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり書類を提出してください。

提出期限	令和7年6月12日（木）午後5時まで（必着）
提出書類	ア 参加表明書（様式1号） イ 誓約書（様式2号） ウ 建設業許可書の写し エ 経営規模等評価結果通知書の写し オ 法人概要及びナースクール設備導入実績（様式3号）
提出部数	各1部提出

提出方法	事務局へ持参又は郵送してください。 ※持参の場合は、午前8時30分～午後5時までの間とします。 (土日祝日を除く。) ※郵送の場合は、配達確認ができるもので、提出期限までの必着とします。
------	--

(2) 質問書の受付及び回答

この実施要項等に関する質問の受付及び回答については、次のとおりです。

受付期限	令和7年6月19日(木)正午まで(必着)
提出書類	質問書(様式4号)
提出方法	電子メールで提出してください。 ※電子メール送信の際の件名は次のとおりとしてください。 送信件名: 養護老人ホームあやめ寮ナースコール改修事業に関する質問(業者名) ※質問書を送信した際は必ず電話で事務局に連絡をしてください。
回答方法	令和7年6月26日(木)までに当組合ホームページに回答を掲載します。

(3) 企画提案書等の提出

受付期限	令和7年7月3日(木)午後5時まで(必着)
提出書類	ア 企画提案書(様式5号) ※表紙 イ ナースコールシステムの具体的な提案(様式6号) ウ 緊急時対応・障害時対策(様式7号) エ 業務工程及び実施体制(様式8号) オ 独自の提案(様式9号) カ 見積書(様式10号) キ ランニングコスト概算見積書(様式11号)
作成要領	・企画提案書はA4縦の左綴じとします。 ・見積書には見積内訳書(任意様式)を添付してください。
提出部数	各6部提出
提出方法	事務局へ持参又は郵送してください。 ※持参の場合は、午前8時30分～午後5時までの間とします。 (土日祝日を除く。) ※郵送の場合は、配達確認ができるもので、提出期限までの必着とします。

(4) 選定委員会(書類審査及びプレゼンテーション審査)について

書類審査は応募者が4者以上の場合、必要に応じて実施します。(審査結果は、応募者全員に書面で通知します。)

プレゼンテーション審査では、応募者による企画提案のプレゼンテーション及び選定委員によるヒアリングを実施します。

※プレゼンテーション審査の開催日時、場所、留意事項等については、参加者が決定次第、別途通知します。

(5) 選定結果について

選定結果については、書面により通知します。その他、契約候補者については当組合ホー

ムページにも公表します。選定結果に関する問い合わせ、異議申し立ては受け付けません。

10 契約に関する事項

(1) 契約候補者の決定

組合は、契約候補者と契約協議を行い、企画提案書等を基本として随意契約することを原則とします。契約の締結は、令和8年度を予定しています。

ただし、この協議が不調となった場合、当該受注予定者が地方自治法施行令第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者に該当することとなった場合、その他の理由で契約締結できなかった場合は、選定委員会による評価が次順位の者と交渉を行うものとします。

なお、契約候補者が、選定後に「6 参加資格」に定める事項に該当しなくなった場合は契約しないこととし、この場合、組合は一切の損害賠償の責を負わないこととします。

(2) 契約の条件

組合の定める予算の範囲内で随意契約を行うものとします。

(3) ナースコール設備の実施設計

契約候補者は、ナースコール設備の実施設計を行うものとします。また、これらの実施設計に要する費用は全て契約候補者の負担とします。

実施設計は、プロポーザルに係る企画提案の内容を基本とし、組合と当該工事内容の詳細について協議を行い、実施設計書をまとめるものとします。

プロポーザルに係る企画提案の際に提出されたナースコール改修工事見積額等については全て、候補者として決定された後における保証事項とします。ただし、組合との協議の中で発生する本実施要項・仕様書に記載のない新たな事項については、この限りではありません。

11 注意事項

(1) 参加表明書等を提出した者は、この実施要項に同意したものとみなします。

(2) 本プロポーザルの参加報酬は無償とします。また、作成・提出に要する費用は参加者の負担とします。

(3) 提出された企画提案書等の知的財産権は提出者に帰属しますが、組合は選定作業等に必要範囲において複製を作成することがあります。

(4) 提出された企画提案書等は返却しません。また、組合はこれらの書類を保存、記録し、本プロポーザルに係る応募書類等全ての書類は、個人情報に関する情報、施設の安全維持に支障となる事項等を除き、情報公開対象とします。

(5) 提出書類等の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とします。

(6) 失格条項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格となります。

- ア 提出書類の提出方法及び提出期限を遵守しない場合
- イ 企画提案書等に虚偽の内容を記載した場合
- ウ プレゼンテーション時に説明用の追加資料等を提出した場合
- エ 審査の公平性を害する行為があったと認められる場合
- オ その他組合が不適格と認める場合